

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 佐野、樫本
電話直通 5344-1109

平成19年2月9日
社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、定期支払毎に約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 届書の返送誤り

① 概要

特別支給の老齢厚生年金の受給権者から届出された内容に不備があったため、その届書を返送したところ、封書の宛名と別の方の届書を封入していたことが、送付された方からの申し出により判明した。

② 原因

封書の宛名と封緘届書の同一人の確認が不十分であったことによる。

③ 誤送付した件数 3件

④ 対応

誤送付先の自宅を訪問し、謝罪を行い、誤送付した届書をお返しいただき、ご本人のものを手渡した。

<事案2> 旧国民年金法の障害年金にかかる選択処理の誤り

① 概要

旧国民年金法の障害年金の受給者が、旧共済組合法の遺族年金をも受けられるようになった場合は、それぞれが旧制度（昭和61年4月前の受給権発生）の年金であるため、両方とも受給することが可能であるが、これを誤って選択処理を行い、旧国民年金法の障害年金を支給停止していたことが、老齢年金の裁定請求書を受付けた社会保険事務所からの疑義照会により判明した。

② 原因

昭和61年4月以降に、親から子への転給*が行われたため、旧共済組合法の遺族年金を新制度（昭和61年4月以降の受給権発生）によるものと誤認したことによる。

③ 影響

2件 (未払い額 約1400万円、約500万円)

④ 対応

受給権者に対し事情を説明のうえ謝罪を行ったところであり、未払い分を速やかに支払うこととしている。

※「転給」： 旧共済組合法の遺族年金を受ける権利は、死亡した者に生計を維持されていた配偶者や子などがいた場合に発生し、先順位者（配偶者）に遺族年金が支給される。その後、先順位者（配偶者）の遺族年金が失権した場合に、次順位者（子）が遺族年金の受給要件を有していれば、次順位者（子）に遺族年金が引き続き支給されることとなる。

<事案3> 年金給付サーベイランスシステムによる調査分析

① 概要及び対応

社会保険業務センターにおいては、定期的に年金給付サーベイランスシステムにより新規事案を検証するとともに、継続事案の適切な処理を進めているが、今般、支払額が妥当であるかの毎月の検証を行った結果、新たに未支給年金請求書等の入力誤りが確認されたことから、対象者の方に事情を説明し謝罪を行ったうえで、未払いの方については速やかに支払い、過払いの方については返済方法の相談をさせていただいた。

② 影響

未支給年金請求書等の入力誤り 4件

未払い	3件	総額	約18万円
過払い	1件	金額	約40万円